



長野労働局発表（31-27）  
令和元年8月8日

担 当	長野労働局労働基準部
	賃金室長 大日方 康浩
	室長補佐 松本 政春
	TEL 026-223-0555 FAX 026-223-0591

## 長野県最低賃金の引上げを答申 ～27円引上げて時間額848円～

- 1 長野県最低賃金の改正については、長野労働局長（中原 正裕）から長野地方最低賃金審議会（会長 岩崎 徹也 信州大学名誉教授）に対し、本年7月8日に諮問を行ったところです。
- 2 同審議会においては、審議の結果、本年8月8日、現行の最低賃金の時間額821円を27円引上げ（引上げ率3.29%）、848円に改正することが適当である旨の答申が行われました。
- 3 この「27円」の引上げ額は、最低賃金額が時間額のみで示されるようになった平成14年度以降で最大の引上げとなります。
- 4 この答申を踏まえ、長野県最低賃金の改正に係る手続き（異議申立の公示など）を経た上で、改正後の最低賃金は、本年10月4日に発効する予定となっています。

（参考）

長野県最低賃金の改定額及び引上げ額の推移、対前年度引上げ率（過去5年）

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
最低賃金改定額	746円	770円	795円	821円	848円
対前年度引上げ額	18円	24円	25円	26円	27円
対前年度引上げ率	2.47%	3.22%	3.25%	3.27%	3.29%